

人文学報

No. 167

歴史学

- 浅間山の噴火と莊園の成立 峰岸 純夫 (1)
朝鮮史研究と所有論 宮嶋 博史 (25)
ハノイにおける西原機関
1940年7月 吉沢 南 (75)
三国期新羅の王畿と六部 木村 誠 (131)
18世紀のノルマンディに
おける共同放牧をめぐる紛争 遅塚 忠躬 (155)
18世紀のスペインの移動牧畜業 立石 博高 (189)
The Structure of the Confucian Unity
in the Ancient China 佐竹 靖彦 (1)

東京都立大学人文学部

1984. 3

人文学報

第一六七号

歴史学

東京都立大学人文学部

THE JOURNAL OF SOCIAL SCIENCES AND HUMANITIES (JIMBUN GAKUHO)

EDITED BY

The Faculty of Social Sciences and Humanities
of

Tokyo Metropolitan University
1-1-1 Yakumo; Meguro-ku, Tokyo

No. 167 March, 1984

CONTENTS

- The Eruption of Mt. Asama in the 12th Century
and the Establishment of Shoen MINEGISHI Sumio
The Property Theory and Studies of the
Korean History MIYAJIMA Hiroshi
The Nishihara Organization in Hanoi, July 1940 YOSHIZAWA Minami
Wanggi and Yukbu of Silla in Samguk Period KIMURA Makoto
Le Conflit sur la vaine pâture dans le Comté
d'Aliermont au début du XVIII^e siècle CHIZUKA Tadami
La ganadería trashumante en la España
del siglo XVIII TATEISHI Hirotaka
The Structure of the Confucian Unity in the
Ancient China SATAKE Yasuhiko

一八世紀スペインの移動牧畜業

立石 博高

はじめに

第一章 移動牧畜経営と農業経営

第二章 人口と農業生産

第三章 移動牧畜業の繁栄

第一節 移動牧畜頭数

第二節 移動牧畜業者

第三節 経営収支

第四章 移動牧畜業の危機

第一節 経営の悪化

第二節 潛落

おわりに

はじめに

メスター (Mesta) とは、カステイーリャ地方の北部の山間地帯（レオン、セゴビア、ソリア、クエンカ）と南部の平野地帯（エストレマドゥーラ、ラ・マンチャ、アンダルシア）とを季節的に移動して、上質羊毛を産出するメリーノ種羊を飼育する牧畜業者組合のことである。この同業者組合は、一一七三年に王権（カステイーリャ国王アルフォンソ一世）から長距離移牧 (trashumancia) を維持するための広汎な諸特権を賦与されて以後、一八三六年に解体されるまで、即ち、中世後期から近世を通じて、スペインの歴史的変遷の中で極めて重要な存在であった。何故ならば、上質羊毛の生産と輸出は、カステイーリャ経済の中で大きな比重を占め、これと結びつく経済的諸利害——山間地帯の小牧畜業者、貴族・聖職者を主とする大牧畜業者、羊頭税・羊毛輸出税を徴収する王権、羊毛輸出商人、外国の毛織物製造業者・商人、等々——も又、非常に大きかつたからである。

今、筆者は、メスターが「近世を通じて」重要な社会的存在であったと述べたが、このような捉え方は、これまでの所謂通説的理解とは異なっている。クラインの研究（当時としては画期的業績であった）によつて補強された通説的理解では、一五一一六世紀のメスターの社会的・経済的重要性を認める一方で、一六世紀後半以後、メスターは、決して回復されることのない衰退に陥つたと捉えている。⁽¹⁾ 即ち、「牧畜頭数は、（一六世紀前半）絶頂期に達して以後、絶えず減少」して行き、「後のどの時代においても（絶頂期の）牧畜頭数の平均は、越えられることはなかつた」⁽²⁾（クライン）。「（移動）牧畜業とメスターは、すでに打ち負かされて一八世紀に入った」のであり、一八世紀のメスターは「硬直した機構」となつていた⁽³⁾（ビセンス・ビーベス）。一八世紀後半には、「羊毛の輸出は、かつて貿易収入に占めていた大き

な意味を喪失」しており、メスターは、「全ての経済的正当性を喪失していた」⁽⁴⁾（ビセンス・オルティス）。そして、このような理解は、現在でも多くの歴史家によつて踏襲されている。一例を挙げよう。アルトーラ（一九七八年の著作）は、「メスターの牧畜群は、一八世紀においては、一六世紀前半に結集していたものの陰にすぎなかつた」と述べている⁽⁵⁾。

しかしながら、一九七〇年代末以後、こうした通説的理解に疑問を呈示する研究が、相次いで著わされている。その中でも、ガルシーア・サンス、フェルナンデス・デ・ピネード、ビルバオ、リヨピス・アヘランの研究はいざれもが、一八世紀がメスターの「絶頂期」、「最も繁栄した時代」であった、と主張する⁽⁶⁾。そこで本稿は、こうした新しい研究成果を踏まえて、筆者なりの史料的検討を加え、一八世紀スペインの移動牧畜業（以下、「移動牧畜業」）の言葉は、長距離移牧を行なう移動牧畜業の意味で使用する）の推移を明らかにすることをその課題とする。

ところで、一八世紀がメスターの「絶頂期」であることが確認されるならば、特権的諸階層の経済的諸利害と密接に結びつくる特権的団体に対して王権が如何なる対応を示したかを明らかにすることは、スペイン啓蒙絶対主義の特質を理解するために大きな意味を持つと考えられる。即ち、啓蒙的改革の担い手であった啓蒙派官僚（カンポマーネス、フロリダプランカラ）が、如何なる社会的・経済的根拠に基づいてメスター諸特権を批判したか、そして、実際に講じられた諸特権削減策は如何なる内容のものであつたかを検証することは、啓蒙的改革の歴史的意義と限界を把握することに大きく貢献するであろう。本稿は、こうした関心からなされる筆者の研究の前提的作業として位置づけられる。

はじめに　【註】

(1) Klein, J., *The Mesta. A Study in Spanish Economic History, 1273—1836*, Cambridge, 1920, rep., New York, 1964; Domí-

guez Ortiz, A., *La sociedad española en el siglo XVIII*, Madrid, 1955; Vicens Vives, J., *Manual de historia económica de España*, Barcelona, 1959, 7.^a edición, Barcelona, 1969.

- (2) Klein, *op. cit.*, pp. 27—28.
- (3) Vicens Vives, *op.cit.*, pp. 471—472.

- (4) Domínguez Ortiz, *op.cit.*, pp. 268, 271.

- (5) Artola, M., *Antiguo Régimen y revolución liberal*, Barcelona, 1978, p. 129. なお、クレインの著作は、初めてメスタの歴史を体系的に語った画期的業績であつて、現在でもメスタ研究の必須文献である。しかし、法的・制度的側面の分析と比べて移動牧畜業の経済的・社会的分析は極めて不充分であり、爾来六〇年の経過した現在、様々な批判が出されてゐる。ほぼ適確な歴史整理がなされておらず、彼の場合も、八世紀ベガ時代から現在まで、通説の理解には留まつてゐる。
- Bishko, C. J., "Sesenta años después: La Mesta de Julius Klein a la luz de la investigación subsiguiente," *Historia, Investigaciones, Documentos*, 8, 1981, pp. 9—57.

英語文集として、「八世紀ベガ時代の牧羊」、藤田一成「八世紀ベガにおける農業問題の本質——土地所有メカニズムの解明」（東洋大人文研究「人文研究」大四郎、一九七六年、大五—九三頁）だむらある。

- (6) Garcia Sanz, A., *Desarrollo y crisis del Antiguo Régimen en Castilla la Vieja. Economía y sociedad en tierras de Segovia de 1500 a 1814*, Madrid, 1977; Idem, "La agonía de la Mesta y el hundimiento de las exportaciones laneras: un capítulo de la crisis del Antiguo Régimen en España," *Agricultura y Sociedad* núm. 6, enero—marzo 1978, pp. 284—316; Idem, "Nota introductoria a la tercera edición en castellano," de la obra de Klein, J., *La Mesta*, Madrid, 1979, pp. i—xii; Fernández de Pinedo, E., "Coyuntura y política económicas," en *Historia de España*, T. VII, *Centralismo, ilustración y agonía del antiguo régimen (1715—1833)*, Barcelona, 1980, pp. 40—44; Bilbao, L. M. et Fernández de Pinedo, E., "Exportation des laines, transhumance et occupation de l'espace en Castille aux XVI, XVII et XVIIIème siècles," *Eighth International Economic History Congress, Budapest, 1982, B Themes*, B 8, Budapest, 1982, pp. 36—48; Llopis Agelán, E., *Las economías monásticas al final del antiguo régimen en Extremadura*, Madrid, tesis doctoral, 1980; Idem, "Las explotaciones trashumantes en

el siglo XVIII y primer tercio del XIX: la cabaña del Monasterio de Guadalupe, 1709—1835," en *La economía española al final del Antiguo Régimen*, I, *Agricultura*, Madrid, 1982, pp. 1—101.

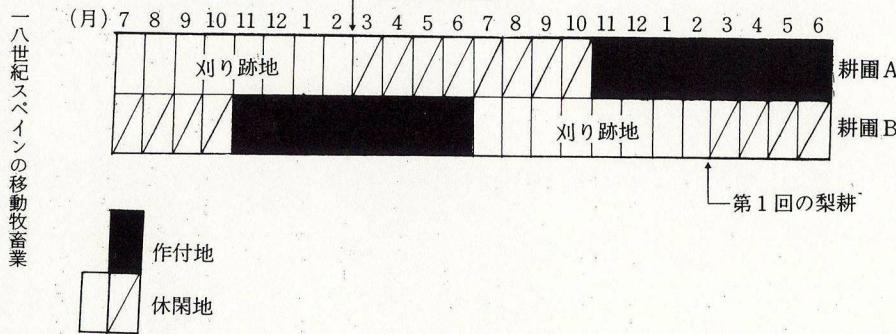
第一章 移動牧畜経営と農業経営

牧畜経営、殊に牧羊経営は、天候・地形といった自然的条件に大きく作用される。ペペイントにおこなは、牧羊経営の様式は大別され、上質羊毛を産出するための牧羊経営は、その飼育方法として長距離移牧を行なわねばならなかつた（〔図1〕を参照）。即ち、メリーノ種羊飼育の牧畜業者は、一般的に夏の三カ月（六月—八月）を山間地帯（ヒマラヤ、喜马拉雅、ヒンディー、クランカ）で過ごすと、牧羊移動路を通じて南下し、秋から翌年の春にかけての六ヶ月（一〇月—翌年二月）を平野地帯（ヒスカルダム、ラ・マンチャ、アンダルシア）で過ごした。そして、再び牧羊移動路を通じて北上し、途中で羊を剪毛して、山間地帯へ戻るというサイクルを繰り返していた（〔図2〕を参照）。

このよつたな移動牧畜経営にとって、牧羊移動路と夏・冬の飼養場＝牧草地の確保は、死活の問題であった。メスタが、その歴史を通じて王権から賦与され、かつ、その遵守の保障を得るために絶えず腐心した諸特権とは、牧羊移動路・牧草地利用の土地の恒久的確保であり、又、牧草地賃貸契約の安定といつておつた。ルート、ルートルを法的に具現化したのが、メスタ巡回裁判官（Alcalde entrejudador）の設置と、ポセシオン（Posesión）、即ち、牧草地永代利用権と、ターザ（tasa）最も牧草地賃貸最適価格設定であつた。

八世紀後半になると、メスタが享受するこれらの諸特権は、激しく攻撃され、その一部削減を蒙るに至る。八世紀ベガへの移動牧畜業

〔図3〕二圃制度(一年交替作)による耕地利用



の過程については、「王権の農牧業政策」として別稿で詳論する予定であるが、メスター諸特權の根幹をなすポセシオンとターサの権利は、前者については、一部の土地での喪失が生じるもの、共に決して廃棄されることがなかった。クラインの研究から現在まで孫引き的に引用される、一七八六年の両権利の廃止という法令は、クラインの誤認であったと推定される。^③

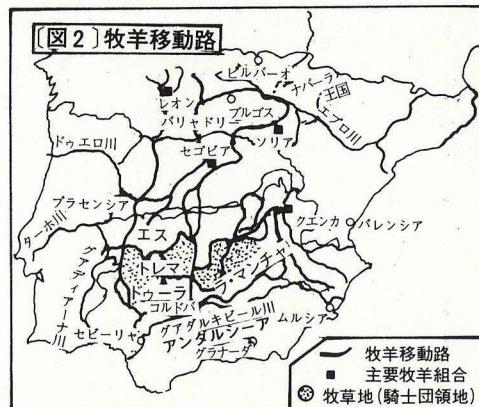
続いて、一八世紀後半にメスター非難の声が何故に高まつたかを理解するために、農業経営の特徴を見ることにしたい。スペイン中央部、メゼータ台地で行なわれていた支配的な耕地利用の方法は、二圃制度であった。即ち、耕圃は二分され、穀物（秋まき小麦）の作付と休閑とが一年交替で繰り返されていた。耕地の施肥に不可欠な家畜飼育には、刈り跡地が利用されていたが、刈り跡地は秋の播種のために通常三月頃に第一回の犁耕が行なわれていたので、作付地の収穫が終つて刈り跡地となるまでの期間（三月—六月）は、いずれの耕圃も利用出来ず、従つて、この間の共同放牧地の利用が不可欠であった（図3）を参照）。このようにカステイーリャの農業経営は、耕地の利用と共同放牧地の利用とが一体となつて成り立つていたのであり、施肥用家畜の飼育のための牧草地の確保は、農業にとっての死活問題であった。そのを制限していたのである（羊頭数の場合、一五〇—二〇〇頭）^④。

〔図1〕牧羊経営

	生産の対象		
羊の種類	上質羊毛	中質羊毛	肉その他
	メリーノ種	メリーノ＝中質種 (メリーノ種とチューロ種又はマンチエゴ種の交雑)	チューロ種(乳), マンチエゴ種(肉と乳)
飼料の種類	新鮮な牧草 冬=平野地帯牧原 夏=山間地帯	新鮮な牧草と乾草 冬=現地の牧草と乾草 夏=山間地帯	乾草、麦わら(刈り跡地), 雜草(休閑地)
飼育方法	長距離移牧	短距離移牧	混成(牧舎飼育と放牧)

〔資料〕 Grupo de Estudios de Historia Rural, "Contribución al análisis histórico de la ganadería española, 1865—1929,"

Agricultura y Sociedad, núm. 10, enero—marzo 1979, p. 140.



〔資料〕 Klein, op. cit., p. 64.

一八世紀になると、次章で論じるように、人口が増大し、農産物の需要が急増する。しかし農業生産の増加は、アネスの指摘する如く、当時の農業技術の水準と資本の不足を含めた様々な社会的制約のために、専ら、耕地面積の拡大という手段に頼らざるを得なかつた。⁽⁵⁾だが、利用し得る牧草地が限られている場合には、牧草地を犠牲とした開墾ことは不可避であった。このようなジレンマの具体例を我々は、一八世紀の同時代人の証言から窺うことが出来る。例えば、アンは、アラゴン地方のカンタビエハの農業について次のように述べている。一八世紀後半、この地域では、山林と放牧地の開墾によつて耕地が拡大され、当初は農業生産の増加が見られた。しかし牧草が不足したために家畜頭数も半減してゐた。そして彼は次のように結論する。「集約的農業は、人口を富ませ増加させるが、粗放的農業は、耕作者の数に見合う土地のない場所では、農耕を弱体化し、家畜飼育の崩壊を引き起す」⁽⁶⁾。

以上のように、一八世紀の農業経営は、生産を拡大するために、牧草地を耕地へ転化するだけではなく、農耕に不可欠な家畜飼育のために新たな牧草地の確保を必要としていたのである。従つて、このような農業利害と、広大な牧草地を占有する移動牧畜利害とは、いずれかの経営拡大という状況の中で鋭く対立する事になる。もちろん、それまで未利用の、あるいは放棄されていた耕地・牧草地が充分に存在する場合には、この対立が、局地的ケースを除いて一般化されることはない。後述するように、一八世紀前半は、農業経営と移動牧畜経営の両者が共に拡大する時期でありえた。しかし一七五〇年代頃からは、両者の利害対立が顕在化する。⁽⁸⁾では、一八世紀後半にも引き続いて経営を拡大し、繁榮の時代を迎えたのは、そのじかんであらうか。

第一章 「証」

- (1) 移動牧畜経営の詳細について、Klein, *op. cit.*, Chap. II, "Migrations" を参照。
- (2) これのメスター諸特権については、*Ibid.*, Part II, "JUDICIARY", Part IV, "PASTURAGE" を参照。
- (3) クラインの著作は、メスターの法制度に関して最も詳しく述べてゐるが、残念にも、一七八六年法令なるものの出所が記載されてゐない(*Ibid.*, p. 346)。その後の研究は、この箇所の孫引きを繰り返している。例えば、いく最近に著されたロドリゲス・ラバントイアの論文も、メスターに関する法令を検討しながらも同様の誤りを犯している。Rodríguez Labandeira, José, "La Política económica de los Borbones," en *La economía española al final del Antiguo Régimen*, IV, *Instituciones*, Madrid, 1982, p.139. しかし最初に指摘したのは、ガルシート・サンスである。García Sanz, "La agonía..." p. 311, nota 57. 一七八六年法令なるものは、【国立文書館勅許証目録】にも記載されている(*colección de Reales Cédulas del Archivo Histórico Nacional. Catálogo, Tomo I (Año 1366 a 1801)* , Madrid, 1977)。これが重大な内容のものが存在したといふが、極めて奇妙である。
- (4) Fernández de Pinedo, "Coyuntura..." pp. 42—43; García Sanz, *Desarrollo...*, pp. 274—275 を参照。
- (5) Anes, G., *Las crisis agrarias en la España moderna*, Madrid, 1970, pp. 165—198; Idem, "En la España del siglo XVIII. Obstáculos para el crecimiento agrario," en *España a finales del siglo XVIII*, Tarragona, 1982, pp. 31—36 を参照。
- (6) Asso, Ignacio de, *Historia de la economía política de Aragón*, Zaragoza, 1798, rep., Zaragoza, 1947, p. 104—106. なお、地味の悪い地域では、休閑地の期間が一年、二年と延ばされていたわけであるが、一八世紀の耕地面積の拡大には、この期間の短縮どころか方法を含むれていた。この場合には、休閑地利用の家畜飼育の可能性が減るわけで、結局、同様のジレンマに陥つた。Anes, "En la España..." p. 33.
- (7) その他にも、次ののような理由で移動牧畜業は、農業と対立せざるを得なかつた。メリーの種羊は短い草を必要とするのに対し、平野地帯から春に北上する時、その放牧地の焼き払いを行なつた。従つて、他の家畜、特に牛の必要とする長い草の不足を引き起していた。又、メスターは、短い草を手に入れるために、不當に森林の焼き払いを行なうケースが度々あつた。このため、森林資源一般だけでなく、豚飼育にとって大きな打撃となつた(その飼育には椎の実を利用)。これらの弊害について、当時のカステイリヤ顧問会議検察官(fiscal)であったカンポマーネスの「答申書」で詳しく述べてある。Cam-

Pománes, P. R., "Respuesta del Señor Fiscal..." en *Memorial ainstado hecho en virtud de Decreto del Consejo del Expediente consultivo... sobre... los abusos de los Ganaderos trashumantes*, Madrid, s. d. (1771?), segunda parte, fols. 25v—92r.

(8) 一七五〇年代後半から農業の不振と農民の悲惨な状態を訴えた地方当局、国王地方役人の政府への陳情は頻繁となる。同時に、農村での不穏な動きも次第に高まつて行き、六〇年代前半の不作と、政府の穀物取引き自由化政策に助長された穀物投機・買い占めとが重なつて、一七六年春には全国的諸暴動が想起する。拙稿「エスキラーチェ暴動」の解釈をめぐつて（都立大学「人文学報」第一五四号、一九八一年一二一一四〇頁）を参照。特にエストレマドゥーラ、ラ・マンチャ地方の農村の状態は、早くから深刻化しており、既に一七六四年から農業振興とメスタ諸特権との軋轢に関する審査が開始される。又、一七六年四月から「農地法」制定の審査も始まり、農民保護主義的施策が打ち出される。この両審査の過程で作成された「趣意書（メモリアル・アフスターク）」に収められた地方当局、国王地方役人の報告書は、当時の地方の状況を知る上で貴重な史料であり、そこから農業経営と移動牧畜経営との利害対立の深刻化を充分に窺い知ることが出来る。これらの内容については、別の機会に詳しく取り上げたいが、差し当り次の文献を参照。Costa, J., *Colectivismo agrario en España*, Madrid, pp. 115—150; Leonhard, R., *Agrarpolitik und Agrarreform in Spanien unter Carl III*, München und Berlin, 1909, S. 176—230; Añes, *Las crisis agrarias...*, pp. 166—186.

第一章 人口と農業生産

一八世紀メスタの通説的理解によれば、元々衰退していた移動牧畜業は、一八世紀後半には完全に凋落すると捉えられる⁽¹⁾。その原因是、一つには、一七五〇年以後の王権の反メスタ政策＝諸特権削減策の影響⁽²⁾といふこともあり（この理解の孕む問題点については、別稿で扱う）、二つには、より基本的なものとして、メスタを取り巻く経済的状況の変化⁽³⁾といふことがある。この後者に関しては、国内的要因と国外的要因が挙げられる。国内的要因とは、一八世紀後半に農業利害が牧畜業利害を圧倒した⁽⁴⁾ことであり、その論拠は次のような図式となる。⁽⁵⁾（一七五〇年代から参照）。

では、国内的要因の通説的図式は、今日でも妥当であろうか。これも又、近年の研究成果に依れば、大きく修正されねばならないと考える。そこでまず、人口増加の問題を取り上げたい。

アンシャン・レジーム期の人口動態を確定することが困難なことは言うまでもない。一八世紀スペインの人口の推計についても、様々な議論がなされているが⁽⁶⁾、ここでは詳しい説明を省いてビセンス・ビーベスの見解を踏襲するナルの推計（通説的図式の根拠をなす）と、最近の研究成果を踏まえたエイラス・ロエルの推計とを紹介しておく（[図4]を参照）⁽⁷⁾。ナダルの推計は、当時の人口調査史料にほぼそのまま依拠してなされたもので、一七一七年を約七五〇万人、一七六八年を九三〇万人、一七八七年を一〇四〇万人、一七九七年を一〇五四万人とした。であるから、一八世紀の間に人口は四〇%から四五%の増加を示したと推定され、同時に、その推移の特徴として一七七〇—一八〇年代の急激な増加が指摘された。その後、リヴィ・バツィ、ブステーロは、一七六八年のアランダ人口調査と一七八七年のフロリダ・ブランカ人口調査とを基本データとして、同世紀の人口増加率の最大値を年平均四・三%と推計して、若干の修正を加えたが増加の基本的傾向には疑問が提示されなかつた。しかしながら近年、エンセナーダ人口調査の史料の存在が明らかとなり、かつ、その信憑性も高いことが判明したために、從来の解釈は変更を余儀なくされ

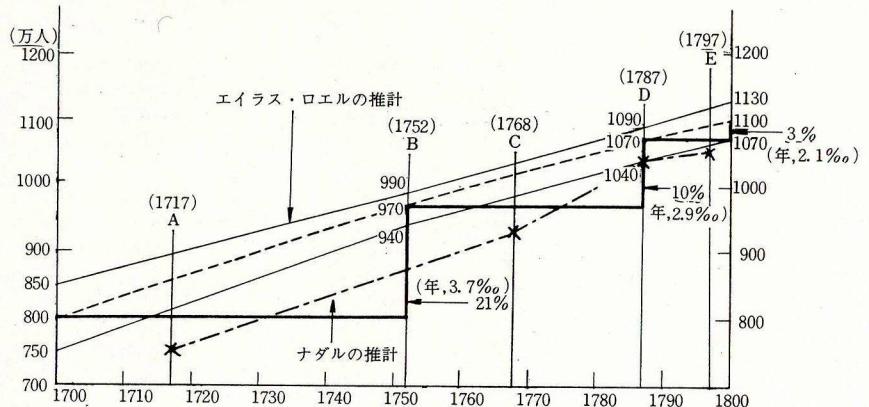
ている。エイラス・ロエルは、アランダ人口調査のデータとしての不適確性を検証した上で、このエンセナーダ人口調査とフロリダブランカ人口調査とを基本に据えて、〔図4〕に見られる数字（上限と下限、及び中間値）を呈示している。同世紀の人口増加率は、下限で四二%（年平均三・五%）、上限で三三%（年平均一・八%）、中間値で三七%（年平均三・一%）であり、これまでの推定よりもかなり低く見積もられる。しかし、より顕著な相違は、人口の増加傾向であつて、一八世紀後半の急増という仮説が斥けられると同時に、一八世紀前半がより増加率の高い時期であつたと推定される。因に中間値では、一七〇〇—一七五一年の年平均三・七%、一七五一一一七八一の年平均二・九%、一七八七一一八〇〇年の年平均二・一%となる。

ところで、エイラス・ロエルの推計がこれまでの通説より遙かに信憑性が高いと考えられる理由は、彼自身が述べているように、近年の地域個別研究（教区簿冊を利用した実証研究）の成果と符合することに他ならない。⁽⁷⁾ そしてこのことは、移動物畜業の影響を蒙るセゴビアとエストレマドゥーラの諸村落についても当てはまる。⁽⁸⁾ セゴビアの九村落の人口動態を見ると、一八世紀の一七一〇—四〇年の期間が最大の人口増加期であつた（〔図5〕を参照）。

次に農業生産の問題に移りたい。まず、一八世紀後半における農業発展という仮説は、同時期の農産物価格の急上昇という事実からのア・プリオリなものであった。⁽⁹⁾ 価格の動向に関しては、ハミルトンの先駆的研究（一九四七年）があり、現在でもそのデータは、ほぼ妥当とされる。⁽¹⁰⁾ 新カステイーリヤ地方の農産物全体と穀物価格のトレンドを描くと（一七二六—一七五〇年の平均数値を一〇〇として指数化したものの五年平均の推移）、一七五六—六〇年以後の価格急騰が明らかである（〔図6〕の上部分を参照）。しかし、農産物価格の上昇が農業生産の増大を齎したという推論は、最近の研究成果に依ると疑問とせざるを得ない。一九七七年パリで開催された第七回国際経済史学会準備会議（アンシャン・レジーム期の十分の一税と農業生産に関するもの）に提出された諸論文から窺えることは、一八世

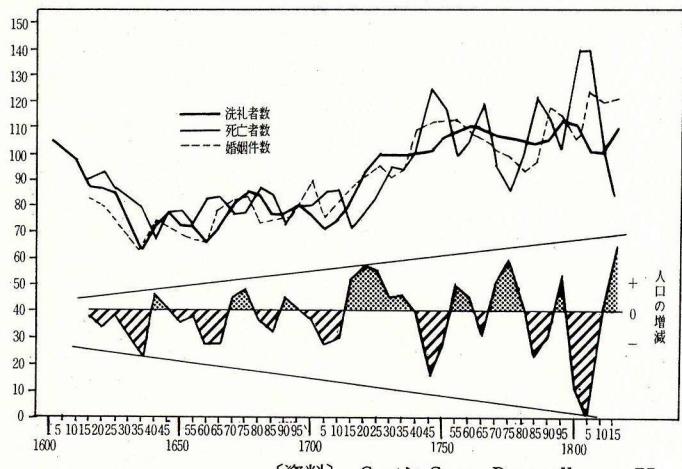
〔図4〕 18世紀スペインの人口の推移

- (A) カンボフロリード世帯数調査
- (B) エンセナーダ人口調査
- (C) アランダ人口調査
- (D) フロリダブランカ人口調査
- (E) ゴドイ人口調査



〔図5〕 セゴビアの9村落の人口動態

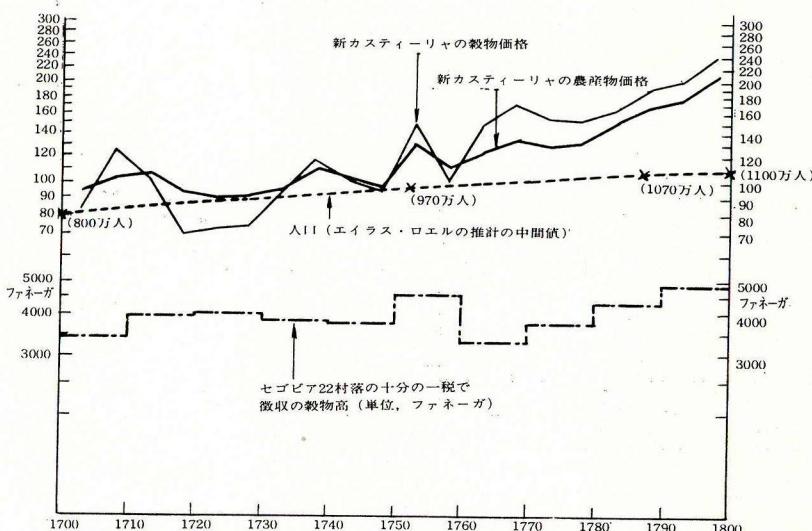
(1720—1749年の平均を100とする)



〔資料〕 Garcia Sanz, Desarrollo..., p. 75.

[図 6] 農産物・穀物価格、人口、農業生産の推移

(各資料については、本文を参照)



紀に農業生産が増化したところと回復したところとの増加傾向に次のような特徴が見出せるところである。⁽¹¹⁾ 即ち、農業生産は、これまで繰り返された主張に反して、六〇年代の価格急騰以前の一八世紀前半に順調な発展を示しておらず、六〇一七〇年代には相当の落ち込みを蒙り、五〇年代の水準に回復するのは漸く九〇年代である。一例として、セゴビア二二村落で徵収された十分の一税穀物高の推移を、[図 6] の下部分に記しておこう。

以上、人口と農業生産に関する最近の業績から判断する限り、一七六〇年以後の時期を人口の急増と農業生産の増加の時代とみなす従来の見解は到底支持し難いこととなる。もちろん、確定的なことは今後の多くの実証的地域研究の発表を待たねばならないが、一八世紀後半は、「農業の絶頂期」と理解するのではなく、農業の停滞期、従つて又、人口の緩慢な増加の時代と理解すべきである。むしろのことは、農産物価格の急騰とい

う現象と決して矛盾することはない。何故ならば、一八世紀前半には、農業生産の拡大にあわせて人口のコンスタントな増加が実現されており、五〇年代以後この両者の均衡が崩れてしまったのであるから。

それでは、一八世紀後半に農業生産の拡大は、何故に妨げられたのであるか。その主要な原因の一つとして、第一章で検討した如く、一圃制度に基づく農業経営の矛盾を指摘出来ると思われる。殊に移動牧畜業の立ちはだかる地域では、やうであつた。何故ならば、移動牧畜業も又、一八世紀前半に拡大し、続く一七六〇一八〇年代にその「絶頂期」を迎えたからである。

第二章 「註」

- (1) 「はじめ」註1の文献を参照。
- (2) クラインが啓蒙絶対主義の反メヌタ政策の意義を重視したのは好い、シヤハス・ムーゲスは、経済的状況の変化と人口の増加による強調した。この図式に関しては、Vicens Vives, *op. cit.*, pp. 460-463, 470-472 を参照。
- (3) ヴィンセント, B., "Recents travaux de démographie historique en Espagne (XIV^e-XVIII^e siècles)", *Annales de démographie historique*, année 1977, pp. 463-492 参照。
- (4) Nadal, Jordi, *La población española (siglos XVI a XX)*, 1.ª edición, Barcelona, 1966, 3.ª edición revisada y aumentada, Barcelona, 1973, pp. 84-96; Eiras Roel, Antonio, "Problemas demográficos del siglo XVIII", en *España a finales del siglo XVIII*, Tarragona, 1982, pp. 13-30.
- (5) Livi Bacci, M., "Fertility and Nuptiality Changes in Spain from the Late 18th to the Early 20th Century", *Population Studies*, Vol. 22, No. 1, 1968, pp. 83-89; Bustelo García del Real, F., "La población española en la segunda mitad del siglo XVIII", *Moneda y Crédito*, núm. 123, 1972, pp. 53-104.
- (6) El Grupo '75, *La economía del antiguo régimen. La "renta nacional" de la Corona de Castilla*, Madrid, 1977, pp. 56-78. ①の書物は、ハニヤーナー・ダ・富蘭西ス（カタスレロ）扶桑を初めて記述した際に利用した歴史的文献である。②の歴史的記述は、Pérez García, José M., "Algunas reflexiones en torno a la utilización de los resúmenes

generales de la Unica," *Estudis d'Història Agrària*, 3, 1979, pp. 101-137 を参照。

(7) Eiras Roel, *op. cit.*, pp. 22-23.

(8) García Sanz, *Desarrollo...*, pp. 50-79; Llopis Agelán, *Las economías...* pp. 47-75.

(9) Vicens Vives, *op. cit.*, pp. 462-463.

(10) Hamilton, E.J., *War and Prices in Spain, 1651-1800*, Cambridge, Mass., 1947. 著り、アーベーの註記がいれを補足する。

Anes, *Las crisis agrarias...*, pp. 199-269. [図(6) の價格グラフは、Hamilton, *op. cit.*, pp. 172-173, 183 の提供をもとにした。]

(11) *Prestations Paysannes, dîmes, rente foncière et mouvement de la production agricole à l'époque préindustrielle*, 2 tomes, Paris, 1982, tome I, pp. 295-461 及び訳文の譜書きを参照。

(12) García Sanz, A., "La producción de cereales y leguminosas en Castilla la Vieja. Los diezmos del Obispado de Segovia de 1570 a 1800," dans *Prestations...* pp. 369-383 で提供されるデータを引用。因る、ヤハウカ大聖堂修道会が現物地代として徵収する穀物の量は、八世紀初頭の二二〇〇ヘクタールから、一七六〇年代には二二〇〇ヘクタールへと増加するが、それが急速に減る。それが水準を越えていくのがわかる。Idem, *Desarrollo...* pp. 300-301.

(13) Anes, G., *Economía e "Ilustración" en la España del siglo XVIII*, Madrid, 1969, pp. 14-16 を参照。

第十一章 移動牧畜業の繁栄

第一節 移動牧畜頭数

クラインが移動牧畜業の「絶頂期」とした一六世紀前半に、その牧畜頭数は一五〇万頭から二〇〇万頭であった(1)のうちの九割前後は羊頭数であり、他に山羊、馬等が加えられる⁽¹⁾。その後、移動牧畜頭数は漸減し、一六三〇

になると一六〇万頭の水準に落ち込んでいる⁽²⁾。では、クラインの想定したように、メスターの牧群は絶えず減少して行つたのであらうか。

一八世紀同時代人の多くの証言は、メスター及び移動牧畜業の繁栄期として(1)の時代を描いている。経済学者ウスターは、一七一四年にその数を約四〇〇万と推計⁽³⁾、イギリス人の旅行家タウンゼン⁽⁴⁾は、一七八六年にそれを約五〇〇万と述べていた。又、フランス人の牧羊業研究者のラステイリーは、一七九六年のスペインの移牧メリーノ種羊頭数を約四五〇万と記している⁽⁵⁾。

多分に誇張の含まれるこれらの証言を別としても、クラインが一八世紀後半にメスター自身が提供していた史料を無視した(看過した?)のは、全く不思議である。この史料とは、一七六四年から始まるエストレマドゥーラ地方当局とメスターとの、後者の享受する諸特権をめぐる係争の訴訟の中で、メスターが提出した移動牧畜頭数に関するものであり、「調停審査趣意書」(一七八三年に刊行)に含まれる⁽⁶⁾。従つて、メスター自らが、移動牧畜頭数を過大に見積つたとは考えられず、その数字の信憑性は大きい。この史料から得られる一八世紀の移動牧畜頭数は、[表1]の通りである。

即ち、メスターの移牧群は、一八世紀初めに約一〇〇万頭であり、一八世紀前半を通じて急増し、一七六五年には約二五〇万頭となる。そして一七八〇年には、二二八万頭と記されているが、メスター裁判所書記は、次のような注釈を加えている。「一七七九年から八〇年にかけての冬に、多数の移動牧畜が死に絶え、全体の減少は四分の一にのぼった」それ故に、この異常気象による減少分を加えると、一七八〇年前後の牧畜頭数は、約二二〇万と推定される。以上のように、一七四〇—一七八〇年代にメスターの擁する移動牧畜群は、二〇〇万頭から二五〇万頭であり、一六世紀前半の「絶頂期」のそれを凌ぐものであつたと考へられる。そして、このことは、カステイリヤからの羊毛輸

〔表1〕 移動牧畜頭数の推移

期 間 (年平均)	1511-19年	2, 854, 865	1708年	1746年	1765年	1778年	1780年(1)
山 間 部	1, 604, 004	—	2, 562, 894	—	2, 562, 894	—	1, 575, 948
マ ド リ ー	2, 566, 653	237, 822	—	—	—	698, 379	606, 923
そ の 他	157, 988	—	768, 365	130, 233	130, 233	69, 085	
宗 教 団 体	98, 698	—	168, 741	139, 028	139, 028	128, 188	
移動牧畜頭数	2, 098, 512	3, 294, 136	3, 500, 000	—	—	2, 380, 144	
山間部の定着 牧畜頭数	—	—	2, 129, 699	—	—	2, 412, 613	
合 計	—	—	5, 629, 699	—	—	4, 792, 757	
1620-29年	1, 764, 643	(1) 1779-1780年の冬の激しい旱魃 (エストレマドゥーラ地方) のた めに移動牧畜頭数は、前年比4分の1の減少を蒙ったとされる。					
1630-33年	1, 642, 869						

〔資料〕 16-17世紀の移動牧畜頭数については、Bilbao et Fernández de Pinedo, *op. cit.*, p. 38からの引用。

18世紀の移動牧畜頭数については、*Memorial ajustado del Expediente de Concordia*, t. 2, 154 r-164 v. より作成。

〔表2〕 カスティーリャ羊毛の外国輸出量

期 間	年 平 均 (トン)	年平均(アローバへ換算)
1561-69	3,165	275,217
1571-79	4,025	350,000
1589-94	2,587	224,956
1610-19	3,105	270,000
1620-26	2,760	240,000
1654-57	2,875	250,000
1664-70	1,840	160,000
1723-30	3,474	302,086
1750-59	4,453	387,217
1760-69	5,108	444,173
1770-79	5,138	446,782
1787-96	4,237	380,000

1 アロバー=11.5kg

〔資料〕 Bilbao et Fernández de Pinedo, *op. cit.*, p. 37からの引用。

出量の推移によつても裏付けられる。ビルバオとフェルナンデス・デ・ピネーラがシマンカス文書館に残される史料から引き出した数字によれば、一五七〇年代の年平均三五万アローバ（一アローバ＝一一・五キログラム）をピークに減少し続けたメリーノ種羊毛輸出量は、一八世紀に入つて急増し、一七六〇—七〇年代に四四万アローバに達する（〔表2〕を参照⁽⁸⁾）。又、同時代人のラステイリは、一七九六年に一〇八〇万ポンレ（フランスの一十五ポンレが一アローバであったので、換算すると四三三万一千アローバとなる）の上質羊毛がスペインから輸出されたと述べている。その大半は、カステイリヤ産の羊毛であつたと考えられるので、一八世紀末までほぼ四〇万アローバの水準を維持したと見て差支えあるまい。

では、四〇万アローバの上質羊毛を産出するためには、どの位の数のメリーノ種羊を必要としたであろうか。リヨピス・アベランの研究したグアダルーペ修道院の移動牧畜經營では、メリーノ種羊一頭当たり、〇・一八アローバの羊毛を産出する。そしてこの羊毛が洗浄されると四五%の量を減じたとされる。輸出された羊毛の中には若干洗浄されないままのものが含まれていたが、これを無視するならば、以上から勘算すると、四〇四万頭の羊を必要とする。ところが、ラステイリの推計では、一七九六年に国内消費に向けられた上質羊毛量は、二〇〇〇万ポンレ、即ち一二万アローバである（全生産量の一一・七%⁽¹⁾）。そこで凡そその計算でこの分を合わせると、メリーノ種羊の総数は、約五〇〇万頭となる。この数字は、〔表1〕に上げた移動牧畜頭数と山間部の定着牧畜頭数の合計にほぼ合致する⁽¹²⁾。

以上、一八世紀中葉から一七八〇年代までの数十年間が、移動牧畜頭数で見た場合に、メスタ史上の「絶頂期」であつたといふが確認された。それでは、メ스타は如何なる移動牧畜業者から構成されていたであろうか。次にこの点を明らかにしたい。何故ならば、特權的団体メ스타の社会的存在は、その成員の社会的構成を抜きにしては考えられないからである。

第三章 第一節 「誌」

- (1) Klein, *op. cit.*, p. 27.
- (2) Le Flem, J. P., "Las cuentas de la Mesta (1510-1709)," *Moneda y Crédito*, núm. 121, 1972, pp. 27-29, 68-70 参照。
- (3) Uztáriz, Gerónimo de, *Theorica y Practica de Comercio, y de Marina*, 2.ª edición, Madrid, 1742, rep., Madrid, 1968, p. 21.
- (4) Townsend, José, "Viaje a España hecho en los años 1786-1787," en García Mercadal, J. (ed.), *Viajes de extranjeros por España y Portugal*, t. III, Siglo XVIII, 1962, pp. 1461-1462. 〔註〕西欧諸国を旅行したボハスム・タホ・ヤハヌーの圖の数。
- (5) Lasteyrie, C.-P., *Traité sur les bêtes-à-laine d'Espagne*, Paris, an VII de la République (1798), p. 94.
- (6) *Memorial ajustado del Expediente de Concordia que trata el Honrado Concejo de la Mesta con la Diputación General de Extremadura...*, 2 tomos, Madrid, 1783, t. 2, fols. 154r-164v, y Planos I-IX (adosados al texto y sin foliar) メ스타とエスチーリムチャードとの訴訟は、後者の地方代表議員（ド・イアバターレ）ド・モレノ・ラ・ユヤハト・ペイヘがメ스타の特権乱用を糾弾した訴状を提出したりとか始まった。一七六四年七月二〇日付の王令でこの訴状内容の正当性特に一七項目にわたる改善案の妥当性をめぐつての審査が命じられ、関係する各方面（メ스타、エストレマドゥーラ地方当局、国王代理官、等々）の意見が、一七七一年に「改善案に関する審査趣意書」として纏められ、カステイリヤ顧問会議検察官のフロリダ・ブランカ・カ・ボマーネスの「答申書」を含わせん、封刷に付された（〔第一章〕註7の文献）。しかし両者の係争訴訟は、その後も続行し、漸く一七八三年になつて、「調停審査趣意書」が作成されたものの、この一巻本の大著は、両者の妥協点よりも相違点を明白にしたままに留まつた。そして、一七八三年一〇月一八日の王令で仲裁委員会の結成が命じられるが、構成委員選出をめぐつての不和が続き、結局、一七六四年から始まるこの訴訟に一定の裁決が下されたのは、一七九三年のことである。このねらいの時点におこでも、メ스타の享受するボセシオン・ヒターキの両権利は、制限の対象しなかつたことを注意しておきたい。以上の経過について、次の文献を参照。Leonhard, *a. a. O.S.*, 249-284; Llopis Agelán, "Las ex-

plotaciones...," pp. 38-42, 48-49. また、農地の土地所有政策について Sánchez Salazar, F., "Los repartos de tierras concejiles en la España del antiguo régimen," en *La economía española al final del Antiguo Régimen*, I, *Agricultura*, Madrid, 1982, pp. 189-258.

(7) *Memorial ajustado del Expediente de Concordia*, t. 2, f. 160.

(8) Bilbao et Fernández de Pinedo, *op. cit.*, pp. 36-37. 同様の推論は Garcia Sanz, "La agonía..." p. 296; Philips, C. R., "The Spanish Wool Trade, 1500-1780," *The Journal of Economic History*, Vol. XLII, No. 4, Dec. 1982, pp. 775-795.

(9) Lasteiry, *op. cit.*, p. 96. もの内訳は ハウス・バスク60万頭、イタリア100万頭など、オランダを中心とする他の北欧諸国 <11110万頭など、イタリア100万頭などである。史料として残されたところに、一七九一年のベネチアの貿易取引では、羊毛輸出量は四四万五千トナーベーである。ハヌトイの数字の偏重性が窺え。Fontana, J., "Colapso y transformación del comercio exterior español entre 1792 y 1827. Un aspecto de la crisis de la economía del Antiguo Régimen en España," *Momeda y Crédito*, núm. 115, 1970, p. 12 を参照。

(10) Llopis Agelán, *op. cit.*, p. 34, nota 73.

(11) Lasteiry, *op. cit.*, p. 96. 二三とくへや、全生産量の半分以上が外国に輸出されたと推定する。Llopis Agelán, *op. cit.*, p. 34.

(12) ベルボルナルナルナント・リ・ラボーランダ、「調停審査趣意書」に現われる山間部の定着牧羊頭数を全てメリーノ種羊頭数と見なす (Bilbao et Fernández de Pinedo, *op. cit.*, p. 42)、これは問題がある。この史料で牧畜は長距離移牧 (trashumante) と定着放牧 (estante) に分けられる。後者には、冬に平野地帯まで南下しない山間地帯での短距離移牧羊群が含まれると推測されるが、後者の経営形態では、自然的条件に恵まれた限られた地域を除いて、産出される羊毛は中質あるいは粗質のものにならねを得なかつた (第一章の (図一) を参照)。問題の確定は極めて困難だが、統計上の誤差に加えて、上質羊毛のカテゴリに多くの中質羊毛が混ぜられたと推定する方が妥当であると思ふ。

第一節 移動牧畜業

メスターが、小牧畜業者を主体とする民主的な構成体であったとするクライインの理解については⁽¹⁾既に厳しく批判が出されてゐる⁽²⁾。しかし、十六世紀後半以後、メスター組織が変質し、メスターの移牧特権の維持が、特権的諸身分の経済的利害とより密接に絡むようになつたといつては、クライインによつても、又、その後の研究者によつてもほとんどの注意されなかつた。即ち、一八世紀末にホベリヤーノスが激しく告発した次の事実である。彼は言う、「平野部の牧群の富裕な所有者達が、メスターのむち特権の享受に参加しようといつて欲深いために、あの有名な提携、又は法外な同盟が生じた。つまり、一五六六年に、セラーノス（山間部牧畜業者）とリベリエゴス（平野部牧畜業者）とが一体となつたのである。……〔リ〕に形成された強大な牧畜業者の一团は、王国の全ての牧草を一人占めにした上に、肥沃な耕地をも草地に変え、定着牧畜を崩壊し、耕作物と農民に大損害を与えてゐる。」そして、一八世紀においては以下に述べるよう、リベリエゴスの優勢こそが移動牧畜業の繁栄に繋がつたと考えられる。

リベリエゴス (riberego) とは元々、長距離移牧を行なわない、従つて、メスター特権を享受することもない牧畜であるいは、そのような牧畜所有を意味する言葉であった⁽⁴⁾。一方、平野部の牧畜所有者は、短距離の移牧経営を行なつてこたために、次第に、短距離移動牧畜の意味での言葉が使用された。例えば一七世紀に入つてカハ・デ・レルヒは、牧群を「セラーノス」「リベリエゴス」「スタンテ」に区分するが、それは「長距離移牧」「短距離移牧」「定着放牧」の三形態に照應する⁽⁵⁾。しかし、平野部の貴族や宗教団体が、メリーノ種羊毛生産の利益に与るために長距離移動牧畜経営を行なうようになると、この言葉の使用される意味に混乱が生じることとなつた。そこで一七三一年にメスターの諸法・諸特権を編纂したディエス・ナバーロは次のような区分を行なつた。即ち、牧畜業者は、セラーノス

ノス（山間部牧畜業者）ヒリベリエゴス（平野部牧畜業者）に一分される。牧畜は、ヒスタンテス（定着放牧の家畜）、トラスナル・ナンテス（短距離移牧の家畜）、トラスウマンテス（長距離移牧の家畜）に三分される。⁽⁶⁾
 リード、本来のメスター成員が、長距離移動牧畜經營を行なう山間部牧畜業者（＝ホルヒドー100頭～500頭の小牧群所有者）であることは明白であったが、当時において實際上メスター特權を享受して長距離移動牧畜經營に携わる平野部牧畜業者（＝数千頭～数万頭の大牧群所有者）をメスター成員と呼べるかが大きな問題となつてこた。そして、カンポマーネスは、ヒストレーマ・ダ・ウーラ地方当局の見解を支持して、經營形態がどうであれリベリエゴスには、セラーノスにのみ与えられたはずの特權を享受するとは出来ないと主張したのである。⁽⁷⁾しかし、一七六四年から一七九二年までの長期の訴訟を経ても、長距離移牧に従事するリベリエゴスに対し移牧諸特權の享受を禁止する措置がじられるることはなかつた。何故ならば、一八世紀メスター最盛期の移動牧畜頭数の重要な部分をリベリエゴス所有の牧群が占めており、そのリベリエゴスの大半は、大貴族・大修道院であったからである。リードは、「調停審査意書」の史料から確認される（[表一]、[表三]、[表四]）を参照⁽⁸⁾。

おも、移動牧畜頭数に占める山間部の割合が、次第に低下していくとに気付く。一七〇八年に七六%であったのに対し、一七八〇年には六六%であった。その分を埋め合わせる顕著な増加は、「マドリー」であり、一一%から一五%へと率を増してこむ。といひだりの「マドリー」リード、廷都に在住する大移牧群所有者であり、一七八〇年には、僅か四〇名で、移牧羊頭数の約四分の一の五六万一千頭を所有してこむ。「調停審査意書」第一巻末の「第五表」には、彼等四〇名の名前と所有牧畜頭数が記されてこむが、爵位貴族は一七名、一万頭以上の羊の所有者は、ボルターノ侯爵の三万三千頭を筆頭にして一一名であった。⁽⁹⁾しかし、これらの大所有者の中には、カステイーリヤ顧問会議の顧問官の地位に就くものが數名含まれていた。⁽¹⁰⁾「宗教団体」の牧畜頭数の増加は、それ程ではなかつたが、一

〔表3〕 移動牧畜の構成（1780年）

牧畜業者の区分	牧畜業者数	羊頭数	山羊頭数	牛頭数	馬頭数	駄獸頭数	総牧畜頭数	
山 間 部	8,170	1,477,712	71,463	16,300	9,638	835	1,575,948	
マ ド リ ー	43	561,847	36,281	1,935	5,997	863	606,923	
そ の 他	23	63,584	3,392	1,409	605	95	69,085	
宗 教 団 体	9	120,839	5,005	701	1,384	259	128,188	
合 計	8,248	2,223,982	116,141	20,345	17,624	2,052	2,380,144	
ソーリア管轄区	3,415	559,133	19,108	2,799	3,455	430	584,925	
山 間 部	クエンカ管轄区	533	158,551	7,995	597	629	3	167,775
セゴビア管轄区	3,335	418,240	29,967	12,807	4,201	147	465,362	
レオン管轄区	887	341,788	14,393	97	1,353	255	357,886	

〔表4〕山間部及び2宗教団体の定着牧畜の構成（1780年）

牧畜業者の区分	牧畜業者数	羊頭数	山羊頭数	牛頭数	馬頭数	総牧畜頭数
山間部	ソーリア管轄区	13,083	66,133	78,748	16,841	8,304
	クエンカ管轄区	6,137	47,597	41,397	5,163	5,317
	セゴビア管轄区	12,990	50,629	10,988	3,084	6,673
レオン管轄区	5,743	43,076	14,586	12,450	3,272	46,107
宗教団体(1)	2	3,973	603	158	18	4,752
合計	37,964	207,834	245,223	65,465	23,584	241,261

(1) バルデイグレシアス修道院ヒュエルタ修道院(共に聖ペルナルド会)。前者の総牧畜頭数(1,138頭)には、移動牧畜も含まれる。

〔資料〕 表3・4とともに、*Memorial ajustado del Expediente de Concordia*, t. 2, 161 r. より作成。

七八〇年の九つの団体の中、ヒル・ヒスコリアル、ヒル・バウラル、グアダルーペの三つの大修道院が、一一万頭の羊の内の八万三千頭を所有していた。他方、山間部の牧畜業者は、レオン管轄区での牧畜所有集中化が田立つもの、全体としては移動牧畜・定着牧畜ともに、一〇〇頭から五〇〇頭前後の小牧群所有者が大半であった。といひてこの事実は重要である。何故ならば、メスタンダムの参加資格が、一七三六年に、それまでの一五〇頭以上から五〇〇頭以上に引き上げられたからである。⁽¹²⁾ 一八世紀のメスタンダムが寡頭支配的性格のものであつたことは、いゝからむ明らかである。

以上、一八世紀メスタンダムの移動牧畜業者は、多数の山間部小牧群所有者と極少数の平野部大牧群所有者から構成されていた。そしてメスタンダムの移動牧畜特権は、前者の牧畜經營を保障するに回せば、後者、即ちアヘンシャン・レガームの特権的諸階層の重要な一部をなす大貴族・大修道院の経済的利益を保障するものであつた。因に、インファンタード公は、一七五〇年頃に三万五千頭の羊を所有しており、二十六万五千ノアルの年収益を上げてゐた。これは、彼のブイトワーノ所領で得た金収入の八〇%以上を占めるのであつた。⁽¹²⁾

第三章 第一編 「註」

(1) Klein, *op. cit.*, pp. 59-62.

(2) [ナ-トル]成「メスタンダム新考観書」([利謹大学教養部叢書] 第111号、一九八一年九月)、1-11頁を参照。

(3) Jovellanos, Gaspar Melchor de, *Informe sobre la Ley Agraria*, Madrid, 1795, rep., Madrid, 1952 (*Biblioteca de Autores Españoles*, t. L), pp. 96b-97a. いのいへば、クラハへの研究で看過されたたぬにか、いわゆる通説的理解では全く触れられない。近年、ルイス・マヌエル・マヌエルが、その重要性を指摘したが、一七世紀初頭以後の移動牧畜業者の構成については、何ら觸及を行なってこない。Ruiz Martín, F., "Pastos y ganaderos en Castilla: La Mesta (1450-1600)", en *La lana come materia prima i fenomeni della sua produzione e circolazione nei secoli XIII-XVII*, Firenze, 1974, pp. 271-290. ニベリ・ヒカル(平野部牧畜業者)が、この源からの長距離移動牧畜經營におけるものとなつたか、又、元来は山間部牧畜業者の組合であつて世紀ベイノの移動牧畜業

たメスターに如何なる資格で参加したのか、等々、近世メスターの構成についてなど、せんぐる歴史が行なわれておらず、筆者もこれの究明を今後の課題としたい。Bishko, *op. cit.*, pp. 45-46 を参照。しかし本節に於くは、一八世紀メスターの構成は、ソグリエトスが重要な部分を占めていることは既述の事実である。

(4) 例へば、*Diccionario de Autoridades*, 6 tomos, Madrid, 1726-1739 の “Riberego” の項を参照。

(5) Le Flem, J. P., “Introducción” a la obra de Caxa de Leruela, M., *Restauración de la abundancia de España*, 1631, rep., Madrid, 1975, p. XXVIII を参照。

(6) Diez Navarro, A. (ed.), *Cuaderno de leyes y privilegios del honrado concejo de la Mesta con índice y concordantes de Leyes Reales, Autos acordados y Capítulos de Millores*, Madrid, 1731, 3.ª parte, fol. 218-219, cit. por De Bernardo Arés, J. M., “Aproximación al estudio de la ganadería cordobesa en 1723,” en *Actas del I Congreso de Historia de Andalucía Moderna (Siglo XVIII)*, Córdoba, 1978, pp. 76-77.

(7) Campomarines, “Respuesta...,” fol. 46r-47v.

(8) *Memorial ajustado del Expediente de Concordia*, t. 2, fol. 154r-164v をもとに作成。

(9) *Ibid.* plano V.

(10) Llopis Agelán, *op. cit.*, p. 39, nota 87.

(11) *Ibid.*, pp. 31-32.

(12) El Grupo '73, *La economía del antiguo régimen. El señorío de Buitrago*, Madrid, 1973, pp. 157-158 を参照。

第二節 経営収支

カステイーリヤの移動牧畜業は、一八世紀に入つて急速に発展し、同世紀中葉から一七八〇年代にその「絶頂期」を迎えたといふが、少しこの発展に大きく与つたのが、リベリエゴスの牧畜頭数の増大であったところことが確認された。それでは、この間に、移動牧畜経営の収支状況はどうのように変化したであろうか。幸いにも我々は、リヨピス・アベルランの最近の研究のおかげで、グアダルーペ修道院のそれをかなりの程度まで正確に把握出来る。本節で

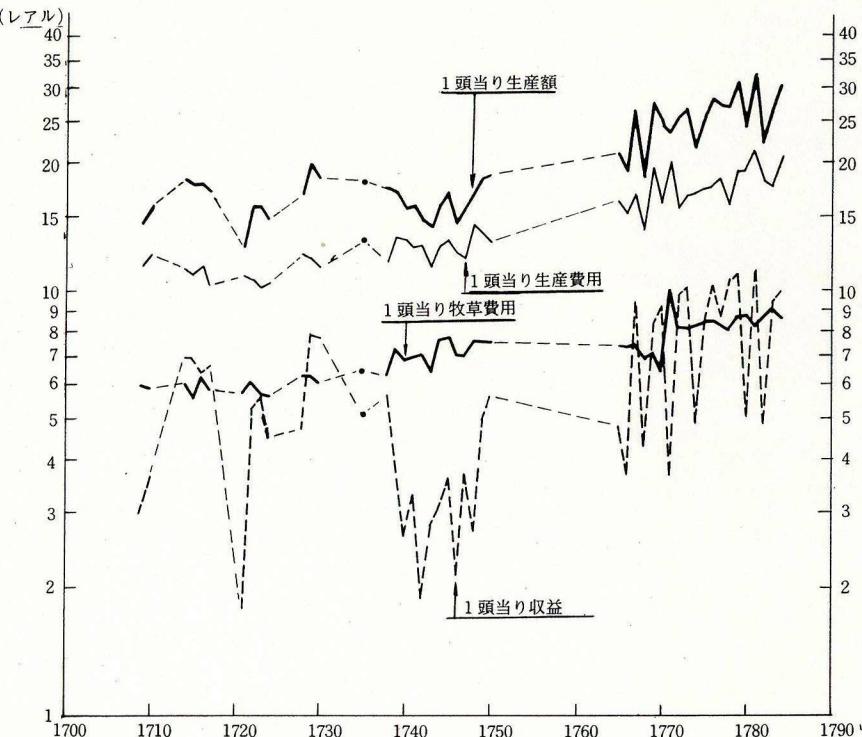
は、この貴重な成果に即つて、ビセンス・ビーベスが「農業拡大」の時期と想定した一七六〇—一七八〇年代が、実は、牧畜経営史上、最も繁栄した時期の一つであつたことを確認したい。

〔図8〕は、リヨピス・アベルランが提供する数字を元に作成したグアダルーペ修道院の移動牧羊群一頭当たりの経営収支のグラフである。一七〇九—一七三〇年、一七三一—一七五〇年、一七六五—一七八四年のそれぞれの期間を比較すれば、年平均一頭当たりの生産額は、一六・四九レアル、一六・三三レアル、一五・五五レアルであり、年平均一頭当たり生産費用は、一一・一六レアル、一一・八一レアル、一七・六一レアルである。従つて、それぞれの期間の年平均一頭当たり収益は、五・三三レアル、三・五二レアル、七・九三レアルとなる。一七〇九—一七三〇年と一七六五一七八四年を比較した場合、後者の年平均一頭当たり収益が前者のそれより四八・七八%も増加しており、この期間の新カステイーリヤの農産物価格の上昇率四四・九〇%を凌ぐものとなつてゐる（前掲〔図6〕を参照⁽²⁾）。因に、グアダルーペ修道院の移動牧羊群は、一八世紀前半の間に約二万頭から一万五千頭以上の規模に拡大している。⁽³⁾

ところで、一八世紀の間の上質羊毛価格と小麦価格の動きを見ると、後掲〔図9〕の下部分の如くである（第四章第一節を参照）。上質羊毛価格は、ビリヤカステイン（セゴビア県）の教会のアローバ当りのものであるが、グアダルーペ修道院の牧畜経営の収支のデータに沿つて一七〇九—一七三〇年、一七三一—一七五〇年、一七六五—一七八四年の年平均価格を算出すればそれぞれ、六〇・九七レアル、六九・七五レアル、九一・一〇レアルである。なお、一七四一—一四九年と一七五七—六二年に価格の落ち込みが顕著であることに注目したい。これは、一八世紀前半のメリノ種羊の順調な増加によつて供給量が増えていたのにも拘わらず、この時期の国際戦争（オーストリア継承戦争と七年戦争）の影響で、カステイーリヤの羊毛に対する国外からの需要が減少したためと推定される⁽⁴⁾。他方、小麦価格は、レオンのサンシドバル修道院の一つアネーガ当りのものであるが、同様の三期間を見ると年平均価格はそれぞれ、

〔図7〕 グアダルーペ修道院の移動牧畜經營 (1709—1784年)

〔資料〕 Llopis Agelán, *op. cit.*, Apéndice estadística, I-1, I-3で提供される数字より作成。



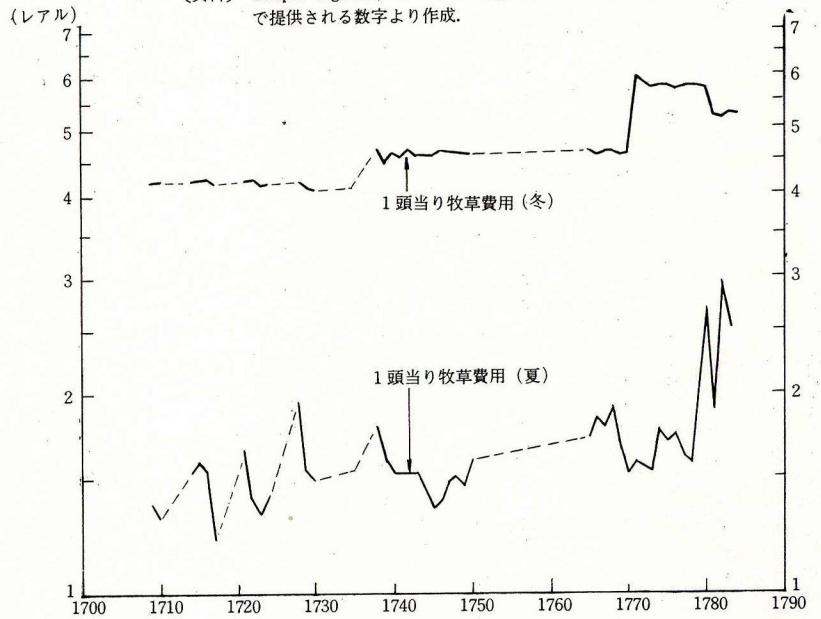
一四・四九レアル、一八・一四レアル、三〇・四四レアルとなる。以上から、小麦価格の上昇は、上質羊毛価格のそれと比較してかなり激しかったことが明らかである。この両者の相対価格（上質羊毛一アローバで小麦を何ファネーが購入出来るか）を表わすと、このことは一層明白となる。やはり同じ三期間を見ると、上質羊毛一アローバの購買力は、小麦五・九二ファネーガ、同四・七三ファネーガ、同三・九七ファネーガと次第に低下している。羊毛価格の動きを小麦価格のそれと比べた場合、一七一〇—一七二〇年代の後者の廉価の時期（この現象は、農業生産の急速な増加によると推定される——前掲〔図6〕を参照）を除いては、羊毛価格が相対的に緩やかな上昇を示していたのであり、その意味では、小麦生産の経済的利益が次第に増大していったと言うことが出来る。

しかしながら、既に見たように、グアダルーペ修道院の移牧經營収支が、一七〇九—一七三〇年から一七六五一—七八四年に悪化したと言うことは出来ない。通説的理解は、農産物価格の上昇を移動牧畜業の困難と連動させているが——そして、この点では、ガルシーア・サンスも同様⁽⁵⁾——、経営收支の生産費用の中で、穀物費用は一〇—二〇%にすぎなかつたことに注意せねばならない⁽⁶⁾。そして、生産費用の中で最大の支出は、夏と冬の飼養場を主とする牧草費用であった。〔図7〕に、グアダルーペ修道院の移牧經營の一頭当たり牧草費用の推移を描いておいたが、その生産費用に占める割合は、一七〇九—一七三〇年、一七三八—一七五〇年、一七六五一—七八四年の期間のそれぞれに、五三・四五%、五五・六%、四五・九七%である。このことは、穀物費用その他の支出がかなりの増加を示したのに対して、牧草費用は遙増したことを意味する。であるから結果として、全体の生産費用の増加は、メリーノ種羊の生産額の増加を下廻る程度のものに留まつたわけである。繰り返すと、三期間の年平均一頭当たり収益は、五・三三レアル、三・五一レアル、七・九三レアルであった。

〔図8〕は、やはりグアダルーペ修道院の移牧經營に占める、夏と冬の飼養場のそれぞれの一頭当たり牧草費用であ

〔図8〕 グアダルーペ修道院の移動牧畜經營の牧草費用 (1709—1784年)

〔資料〕 Llopis Agelán, *op. cit.*, Apéndice estadística, I-6
で提供される数字より作成。



る。既に述べたように、メスターは、移牧特権としてポセシオンとターサの権利を取得していた（第一章を参照）。因に、草地賃借料の最高価格は、一六九二年に設定されたものが据えおかれており、エストレマドゥーラ地方での冬の飼養場では、一頭当たり六レアルと規定されていた。⁽⁸⁾このためにメスターの移牧群は、夏と冬の牧草を安価でしかも永続的に手に入れることが出来た。従つて又、生産費用の増大を抑制することが出来たのである。夏の一頭当たり牧草費用の年平均は、三期間のそれぞれに、一・四七、一・四九レアル、一・八六レアルであり、冬の一頭当たり牧草費用の年平均は、四・一七レアル、四・五七レアル、五・三一レアルであった（夏については、一七八四年は不明のため一七六五一七八三年の期間で計算）。一七〇九—一七三〇年と一七六五一七八四年を比べると、夏の牧草費用は、二六・五三%，冬のそれは、二七・三三%の上昇であり、農産物価格の上昇よりも遙かに低いことが明らかとなる。

かとなる。

ところで、夏と冬の牧草費用を比較すると、まず、後者の方が前者よりも2~3倍ほど高いことに気付く。これは、基本的には、牧草地利用期間の相違によるものである。既に述べたように、平野地帯での飼育期間は、山間地帯でのそれの約二倍であった。次に、冬の牧草費用は、毎年比較的安定しているのに対して、夏のそれは、年ごとの変動が激しく、しかも一七六五一七八四年の期間を見ると、七〇年代末に価格の急騰が生じている。因に、一七七九—一七八三年の夏の牧草費用の年平均は、一一・四〇レアルであり、一七〇九—一七三〇年の平均と比べると、六三・二六%の上昇となる。この理由は、メスターは南部の平野地帯の牧草地については、ポセシオンやターサの諸権利を充分に遵守させていたが、北部の山間地帯の牧草地については、それらの不履行がある程度まで許容せざるを得なかつたということである。⁽⁹⁾従つて、夏の牧草地の費用＝賃借料は、牧畜群の数の変化や、提供される牧草地の面積の変化などに応じて、年ごとに変動したのであり、一七七〇年代末以後の費用の高騰は、開墾の進展によつて牧草地自体の取得が次第に困難となつたという状況を反映すると推定される。⁽¹⁰⁾

さて、ガルシア・サンスは、一八世紀をメスターの「絶頂期」と把握する一方で、一七八〇年代以後、メスターが急速に凋落すると主張する。そして彼は、この時期を「メスターの瀕死の状態」と形容している。⁽¹¹⁾果して彼の見解は、妥当であろうか。章を改めて、移動牧畜業の危機の過程を見ることにしたい。

第三章 第三節 「註」

(1) Llopis Agelán, "Las explotaciones..." Apéndice estadística, pp. 77-101 を参照。このデータは、彼の学位論文（一九八〇年）で表われる数字と比べて、若干の違いが見られるが、どちらの方が後に書かれた（一九八二年）ものであるから、それに依拠して以下の処理を行なつた。

(2) ハミルトンの研究からの算出。一七〇九—一七三〇年、一七六五一七八四年の指数はそれぞれ、九六・五〇、一三九・

一八世紀スペインの移動牧畜業

二二二二二。Hamilton, *op. cit.*, pp. 172-173 の表を参照。

(3) Llopis Agelán, *op. cit.*, Apéndice estadística, I-1.

(4) *Ibid.*, pp. 32-34 を参照。

(5) García Sanz, "La agonía...", pp. 289-296 を参照。

(6) Llopis Agelán, *op. cit.*, Cuaderno I-3, p. 20.

(7) カトゥルペ修道院の場合、冬の飼養場には、所有する牧草地を利用すれどもが出来た。しかし、同修道院は、その牧草地の費用を、ハベーネマウカーハー地方の牧草費用の水準で、移牧経営収支に計上した。それで冬の牧草費用をつかむる事が出来るのである。*Ibid.*, pp. 7-8.

(8) Rodríguez Labandeira, *op. cit.*, pp. 137-138 は一七九一年法令の内容が紹介されてゐる。この法令が、一七九六年の時既に有効であつたところの事実は、同年のハベーネマウカーハー・ル・アリエタの著作から判明する。Escolano de Arrieta, P., *Práctica del Consejo Real en despacho de los negocios consultivos, instructivos y contenciosos*, 2 tomos, Madrid, 1796, tomo I, p. 141.

(9) Llopis Agelán, *op. cit.*, pp. 23-27. 同故、山間地帯ではメヌカ諸特権が充分に遵守され得なかつたといひれば、移牧特権與の歴史的過程にも依頼であらへど、又、人口増大に伴う開墾の要求の激しき高まりや、定着牧畜業の広汎な存在といひことに起因する點である。

(10) ガルシア・サンスの推計では、夏の牧草地賃借料は、一七五〇年代を 100 ハク、一七〇年代は 110、八〇年代は 170、九〇年代は 110 である。García Sanz, *op. cit.*, p. 292 を参照。

(11) *Ibid.*, p. 283; Idem, "Nota introductoria...", p. vii. 彼は、カーニル・トロハへの論文（一七五〇年以後の牧畜業の推移を扱つたもの）を皿説のたまに櫻井つづらが、カーニル・トロハへの主張（一八世紀後半の牧畜頭数の急減）の根拠をなした一七九八年の「皿説」を棄て、その櫻井が櫻井といふ櫻井社は誤解されつづら。カーニル・トロハへの論文は、Cabo Alonso, A., "La ganadería española. Evolución y tendencias actuales," *Estudios Geográficos*, núm. 79, 1960, pp. 123-169. 回転の扯引に陥つては、Fontana Lázaro, J., "El 'Censo de frutos y manufacturas' de 1799: un análisis crítico," *Moneda y Crédito*, núm. 101, junio 1967, pp. 54-68 を参照。

第四章 移動牧畜業の危機

第一節 経営の悪化

一七六五一七八四年の期間は、移動牧畜経営の極めて順調な時期であつたことが確認された。それでは、この後に経営はどのように変化したであろうか。結論を先に述べれば、次第に経営は悪化するものの、ガルシア・サンスの想定するよつた急速な凋落を招く程のものではなかつた。そして、「凋落」の現象を語り得るにすれば、それは、スペイン独立戦争（一八〇八—一八一四年）を契機とすると考えられる。

ガルシア・サンスの夏の移牧費用（ガルシア・サンスの夏の移牧費用）は、一七六五一七八四年の一レバーハー（約八五〇頭の牧羊群）の年平均費用は、二二五五九レアルである。次に、一七八五一七八四年、一七九五一八〇四年のそれより一〇年間の年平均は、五〇四六レアル、五九二二レアルとなる。つまり、経営の良好な時期と比べて費用は、四一・七八%、六六・三九%の増加を示してゐる。しかしながら、この間に上質羊毛価格の上昇も見られたことを考慮する必要がある。ビリヤカステインのアローバ当時の年平均羊毛価格は、一七六五一七八四年、一七八五一九四年、一七九五一八〇四年のそれぞれの期間に、九一・一一〇レアル、一〇四・一〇レアル、一一五・九〇レアルとなる。つまり、最初と比べて後の一期間は、一一・九〇%、二二・五五%の増加を示す。しかし、この両者の相対価格（上質羊毛価格/夏の移牧費用）を算出すれば、こ

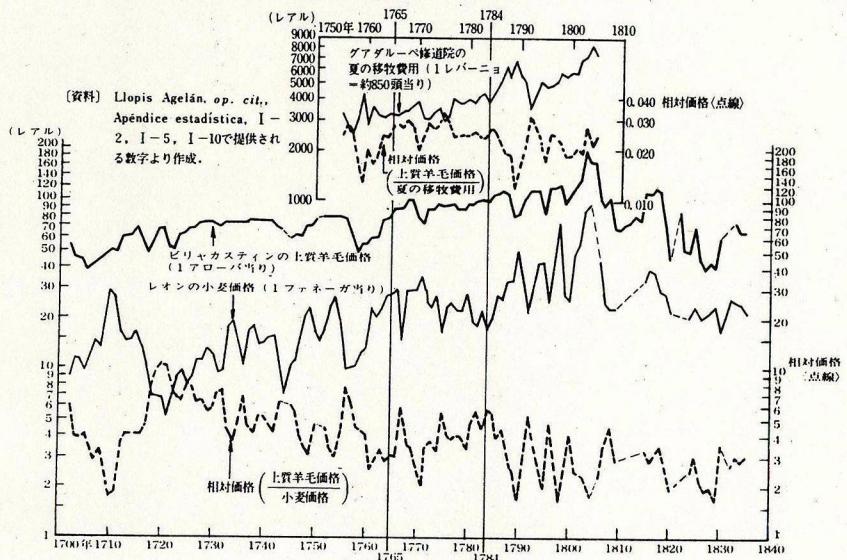
れらの三期間にそれぞれ、○・○一六〇、○・○二一四、○・○二一一であり、最初を一〇〇とすれば、八二・三〇、八一・一五の数字となる（〔図9〕の上部分を参照）。ところで、夏の移牧費用の上昇率が、冬の移牧費用のそれを超えることはなかつたと推定される。何故ならば、平野地帯でのメスタ諸特権はこの時期においても比較的尊重されたと思われるからである。⁽¹⁾従つて、上質羊毛価格と夏・冬の両移牧費用との相対価格の低下が、一七六五—一七八四年と一七九五—一八〇四年の両期間を比べて、一八%を上回つたとは考えられない。

以上のように、移牧経営の収支が悪化して行つたことは明らかであるが、それが、経営の困難を引き起こし、移動牧畜業の凋落を導く程のものではなかつたと言つてよい。詳しい説明を省くが、リヨピス・アヘランは、一七六五—一七八四から一七八六—一八〇七年の間に、インフレを考慮した純収益の低下を約三〇%と推測している。⁽²⁾だが彼も述べる様に、前者の時期は、移動牧畜業の「絶頂期」であったのであり、後者の時期の経営状況を壊滅的なものだと判断することは決して妥当ではないのである。⁽³⁾

一方、移動牧畜業が一八世紀末においてもスペイン経済の中で重要な位置を占めていたと言うことは、貿易収支からも明白である。フォンターナの研究によると、一七九二年のスペインからの外国輸出総額三九六百万レアルの中では、羊毛輸出額は、一二六百万レアルであり、全体の三二・九%に達しており、その量は、四四万五七九六アローバとなつてゐる（〔表5〕を参照）。又、既に述べたように、ラステイリの推計では一七九六年の輸出量は、四三万二千アローバである。

移牧経営が次第に悪化し、羊毛生産費用が増加してゐるにも拘わらずこの時期に羊毛輸出が順調であり得たのは、一七九〇年代以後、外国、特にイギリスの羊毛需要が急速に高まつたためである。因に、スペインからイギリスへの羊毛輸出は、一七九〇年代から一八〇〇年代にかけて倍増し、羊毛輸出量の約半分を占めるに到つたと考えられる

〔図9〕
(上部分) 羊毛価格 / 夏の移牧費用：相対価格
(下部分) 羊毛価格 / 小麦価格：相対価格



〔表5〕スペインの外国輸出

(単位：百万レアル)

品目別	1792年		1827年	
	額	%	額	%
織物・織物原料(綿、羊毛、綿)	143.45	36.1	35.26	15.9
その中の羊毛輸出分	126.9	32.9	24.2	10.9
食糧・香料・リキュール類	127.47	32.1	118.04	53.4
薬剤(染料)	94.22	23.7	10.15	4.6
皮・毛皮	19.76	5.0	1.187	0.9
その他の産物	12.09	3.1	5.585	2.52
合計	396.99	100	221.17	100

〔資料〕 Fontana, J., "Colapso y transformación..." pp. 11-12 より作成。

(〔表6〕を参照)。同時に、この時期にカスティーリヤ産羊毛価格は、イギリスの市場で高値を更新しており、一七五一一七八四と一八〇〇一八〇九年(一八〇九年がピークとなる)とを比べると、後者は前者の二・二三倍にある(〔図10〕を参照)。もちろん、この急騰は、イギリスの羊毛需要に対し、一八〇〇年代の国際的緊張(特に、ナポレオンの大陸封鎖令の影響)のために、その供給が不足していたことを反映しており、従つて、この期間、スペインの羊毛輸出は極めて有利な状況にあった。一八一七年にガミンデは、「スペインのメリーノ種牧群の」最大の繁栄の時代」と呼んだのも、あながち誇張とは言えないものである。⁽⁴⁾

更に、メスターの急速な凋落説を疑問とする根拠として、羊毛輸出税収入の推移〔表7〕を掲載した。羊毛輸出税の徵収方法は、一アローバ当たりに羊毛の質によって一定額を課すというものであり、例えば、セゴビア産羊毛は六六レアル二八マラベディを徵収された(一七八九年四月二一日の勅許証による)。残念ながら一七八九年以前の税率を確認出来ないが、この年から一八一九年までは変更がなかったので、一七九〇一八〇〇年代の羊毛輸出量の推移が、この税収入の動きから窺うことが出来る。そして、ここからも、移動牧畜業の激しい落ち込みは生じていないことは明らかである。又、上質羊毛の生産と輸出が、王権の財政基盤としても重要であったことが分かる。一七九〇年代の平均約二五百万レアルの税額は、アルカバーラ税、ミリヨーネス税といった地方税収入(Rentas provinciales)の約二〇%に相当するものであり、通常収入全体の中でも、約四%を占めていたと推計される。⁽⁵⁾

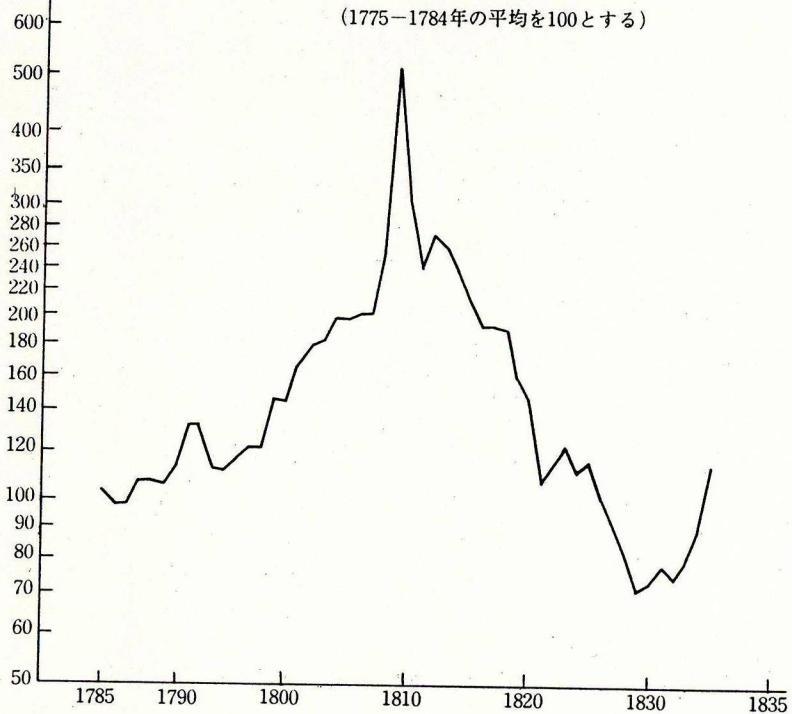
以上のように、一七九〇一八一〇年代の時期に、それ以前の絶頂期と比べると移動牧畜經營の收支は次第に悪化して行くものの、メスターの社会的・経済的重要性が失われたと理解することは決して出来ないのである。しかしながら、この間に、移動牧畜業利害を越える程に農業利害が高揚したことも事実である。前掲〔図9〕の小麦価格のグラフからも窺えるように、一七八〇年代後半から一八〇七年の間に農産物価格は、激しく上昇すると共に、間歇的な変

〔表6〕スペインからイギリスへの羊毛輸出

期間	年平均(アローバ)
1770-79	57,000
1780-89	70,286
1790-99	117,397
1800-09	203,000
1810-19	187,000

〔資料〕García Sanz, "La agonía...", p. 298.

〔図10〕イギリスにおける上質羊毛(レオン産)価格の推移



〔資料〕Llopis Agelán, *Las economías...*, pp. 422, 422 bis, 526
より作成。

〔表7〕羊毛輸出税収入（単位、レアル）

年	羊毛輸出税収入	通常収入	割合 (%)
1782	8,115,193	288,007,437	2.81
1783	14,852,326	422,318,620	3.51
1784	18,550,004	439,074,830	4.22
1785	16,261,103	497,964,736	3.26
1786	18,084,139	469,982,504	3.84
1787	21,186,197	465,629,667	4.55
1788	21,190,841	498,167,760	4.25
1789	13,986,211	461,867,346	3.02
1790	20,490,390	496,524,035	4.12
1791	— — —	565,012,778	—
1792	— — —	564,218,054	—
1793	23,418,036	— — —	—
1794	— — —	— — —	—
1795	— — —	493,576,141	—
1796	32,369,397	— — —	—
1797	— — —	527,921,198	—
1798	— — —	— — —	—
1799	21,784,991	— — —	—
1800	34,880,089	— — —	—
1801	24,844,171	— — —	—
1802	19,788,627	— — —	—
1803	17,606,033	475,921,198	4.92
1804	— — —	475,921,198	—
1805	21,568,560	475,921,198	4.53
1806	18,953,717	475,921,198	3.98
1807	— — —	475,921,198	—

(※) 1803-07年の通常税収入の数値は、この期間の年平均

〔資料〕 Artola, Miguel, *La Hacienda del Antiguo Régimen*, Madrid, 1982,
pp. 360, 368 より作成。

動を繰り返している。殊に、一七八九一八〇年、一八〇三一四年、一八〇四一五年には、全国的な食糧危機が生じて⁽⁷⁾いる。従つて、人口が過増し、農業生産が停滞しているという状況の中で（一八世紀後半に人口は約一五%増加するが、農業生産は一七五〇年代の水準に回復するのが一七九〇年代であった——第二章を参照）、荒蕪地や牧草地の開墾という社会的の要求は、著しく高まつて行つたのである。他方、上質羊毛と小麦の相対価格（アローバの上質羊毛価格／一ファネーガの小麦価格）は、一七八五一七九四年を一〇〇とすれば、一七八五一七九四年は八八・六、一七九五一八〇四年六八・五であり（〔図9〕の下部分を参照）、土地を耕地として利用するための経済的刺戟も一層大きくなつて行つたのである。

そこで王権は、一七九三年には、エストレマドゥーラ地方の一定の草地の自由な開墾を許可して、この社会的要求に部分的に応じる一方（第三章第一節の註6を参照）、一七九六年には、メスター巡回裁判官を廃止してその権限を国王代理官（コレヒドール）へ委譲するという措置をとつて、メスターに対する不満の解消に努めた。⁽⁸⁾しかしながら、このような不充分な手段でメスターと農村住民との軋轢がますます高まつて行くことを防ぐのは不可能であつた。一八〇四年、王権は、メスター諸特権の遵守を再確認するが⁽⁹⁾、メスターは、牧草地賃借料の高騰を受け入れざるを得ないばかりか、牧草地を見出すことすら次第に困難となる。そして、このことを決定的にしたのは、一八〇八年、ナポレオンの軍隊のスペイン侵略であつた。節を改めて、メスターの「凋落」を見ることにしたい。

第四章 第一節 「註」

(1) Llopis Angelán, *op. cit.*, pp. 56-57 を参照。リヨビス・アヘランは、一七六六一一七八五年と一七八六一一八〇五年とを比較して、エストレマドゥーラの牧草地賃借料の上昇が四〇%を越えることがなかつたと推測する。

(2) *Ibid.*, p. 57.

(3) *Ibid.*, pp. 57, 60-61.

(4) Gaminde, Benito Felipe de, *Memoria sobre el estado actual de las lanas merinas españolas y su cortejo con las extranjeras: causas de la decadencia de las primeras y remedio para mejorarlas*, Madrid, 1827, rep. en *Agricultura y Sociedad*, núm. 6, enero-marzo 1978 (pp. 317-356), p. 319.

(5) García Sanz, "La agonía...", p. 297, nota 30 を参照。
(6) しかししながら、一七九〇年代以後、国際的紛争に巻き込まれたスペインの国家財政は急速に悪化し、膨大な赤字を補填するため公債発行に頼らざるを得なくなる。九〇年代後半には、国家の収入分の三〇%以上が借款といった状態であり、この頃から政府の財政政策は、羊毛輸出税を含めた従来の通常収入の確保よりも、巨大な負債の償却問題に関心を払わざるを得なくなつた。エントレ地主的利害に応じる形で、宗教団体の土地財産を売却するところ思つ切つた措置もとられねりといふべきだ。Fontana, J., *La quiebra de la monarquía absoluta, 1814-1820*, 2.ª edición revisada, Barcelona, 1974, pp. 62-73, 187-196 を参照。従つて新たな財源を得るために、王権は、メスタの利害から尊重しなくなつて行った。例えば、一八〇〇年には、市町村からの多額の特別献金を獲得するために、市町村に対しても其回放牧地の自由な処分権を賦与しており、このことは、メスタの牧草地利用を制限するに繋がつたのである。Llopis Agelán, *op. cit.*, p. 59 を参照。カルロス三世の所謂「啓蒙的改革」期とカルロス四世の絶対主義的反動期とを比べた場合、クライノ以来の通説的理説に反して、後者の時期の方が、メスタ諸特権削減の法的措置がより多く施行された。この点に関しては別稿で詳論したい。

(7) Añes, *Las crisis agrarias...*, pp. 217-269, 431-432 を参照。
(8) Novísima Recopilación de las Leyes de España, 6 tomos, Madrid, 1805-1807, rep., Madrid, 1973, lib. 7, tit. 27, ley 11.
(9) *Ibid.*, lib. 7, tit. 25, ley 12, 13, y 18.

第四節 淀落

前掲〔表5〕から窺える如く、一八世紀末において未だ極めて重要な社会的存在であったメスタは、一八一七年の段階には著しく衰退してゐる。一八一七年の羊毛輸出量は、一〇〇万八千アローバであり、その額は一四百万レアルである。この量と額を一七九一年の水準と比べるならば、それぞれ、四六・八%、一九・一%にすぎないのである。では、何故に生じたのであらうか。

既に述べたように、メスタの繁栄は、一方で、ポセシオンやターサといった長距離移牧に関する諸特権のおかげで牧羊移動路と夏・冬の牧草地を安定して確保出来たこと、他方で、国際市場でカステイーリヤ産羊毛が独占的地位を占めていたこととに基づいていた。そして一九世紀初めには、この両者が共に、困難となり、メスタは失墜するのである。まず移動牧畜経営の困難から見たい。

一八〇八年一四年のスペイン独立戦争は、その勃発以前の政治体制と終結後のそれを比べた場合、表面的には何らの社会変化も引き起こさなかつたように見える。即ち、スペインの民衆がナポレオンの軍隊に抗して戦つている間、フランスの南部で事態を静観して暮らしていた国王フェルナンンド七世が、帰国後に着手した最初の措置は、自由主義者達の主導のもとに制定されたカディス憲法と一連の法令を全て廃棄し、一八〇八年の旧来の秩序に復帰することにあつた。しかしながら、この戦争は、伝統史学が長い間描き上げてきたような、外国軍隊の侵略に対する国民的抵抗の過程というようなものではなく、国内の諸階層間の確執や対抗を内に孕んだ複雑な諸過程の総体であつたといふことが、今日、次第に明らかにされている。⁽¹⁾本稿ではこの問題に立ち入る余裕はないが、ナポレオンの軍隊の侵略は、既に硬直した國家機構を完全に麻痺させたのであって、それ故に、一八世紀中葉から増え高まつて来た社会的軋轢・抗争を激化させることとなつた。トゥニコン・デ・ラーラの言葉を代りれば、「一八〇八年一八年の期間の全国的震動は、アンシャン・レジームの堅固さを救い難い程に打ち碎いた」⁽²⁾のである。そして、領主的諸貴族や教会十分の一税の不払いといった農民運動が継起すると共に、⁽³⁾メスタ諸特権を侵す形で、牧草地の開墾とその圈い込みが広汎に行なわれたのである。又、この動きを追認するかの如く、カディス議会は、一八一三年六月八日の法令で、農耕地、牧草地を問わず、私有地の自由な処分権（囲い込み、賃貸、転売等の自由）を賦与し、続く同年八

月四日の法令で、ポセシオン、ターサといったメスタ諸特権を廃止した。⁽⁵⁾

フェルナンド七世の復位は、カディス議会での自由主義的諸改革を全て無効とすることに繋がり、メスタ諸特権も、一八一四年一〇月二日の勅許証で再確認されるに到るが⁽⁶⁾、「全国的震動」を経験した農村の状態を、一八〇八年以前のそれに戻すことは甚だ困難であった。そして、フェルナンド七世の復古的政治体制は、一八二〇年の革命によって打倒される。ところで独立戦争は、農民のメスタ諸特権侵害を助長し、移動牧畜業者の牧草地取得を難しくしたということには留まらなかつた。数年にわたる戦闘の続行は、直接に牧畜に対し大きな被害を与えたし、又、長距離移牧を行なうことを不可能として、メリーノ種羊の質を著しく低下させた⁽⁷⁾。更に、ナポレオンがスペインに親仮的政府を樹立することの経済的動機の一つが、カステイリヤ産上質羊毛の確保であつたように⁽⁸⁾、フランス勢力はスペインから本国へ多数のメリーノ種羊を運び出した。他の外国の牧畜業者も又、移牧經營を困難とするスペインの牧羊所有者から、その大規模な購入に成功した。⁽⁹⁾これらの結果、どれ程までメリーノ種羊頭数が減少したかの確定は出来ないが、ガミンデは、「戦争開始前の三分の一、あるいは良くて二分の一に削減された」と記している⁽¹⁰⁾。因に、グアダルーペ修道院の牧羊群は、一八〇五年の二万二千頭から、一八一三年末にはその一〇分の一、二九〇九頭へと激減している⁽¹¹⁾。

しかし、戦争終了後から一八二〇年頃までは、外国、殊にイギリスからのカステイリヤ産上質羊毛に対する需要のおかげで、移動牧畜業は回復の方向に進むことが出来た。ガミンデによれば、一八一四一八一九年の五年間で、メリーノ種羊頭数は、一八〇八年の水準に戻つたとされる。だが、外国への輸出による利益を当て込んだ牧羊業者達は、羊毛の質の維持に充分な注意を払わずに、牧羊頭数の急増を計つた。つまり、夏・冬の飼養場の確保から、牧羊群の移動すら困難な状況の中で、上質の羊の飼養に適わしくない牧草の利用や、メリーノ種羊と中質・粗質の羊との

〔表8〕イギリスの羊毛輸入

年	スペインからの輸入		ドイツ(ザクセン)からの輸入		全輸入量
	輸入量 (アローバ)	全体の割合 (%)	輸入量 (アローバ)	全体の割合 (%)	
1800	278,384	—	15,048	—	—
1803	—	—	16,000	—	—
1807	—	—	50,000	—	—
1814	329,821	—	128,398	—	—
1815	247,484	51.0	112,048	23.1	484,664
1816	105,664	39.3	100,594	37.4	268,482
1817	224,647	44.7	172,020	34.2	501,849
1818	312,879	35.4	301,151	34.1	882,862
1819	194,463	34.3	160,338	27.8	574,821
1820	126,294	36.2	182,623	52.3	348,932
1821	248,890	41.9	307,697	51.8	593,761
1822	214,082	31.4	397,325	58.4	680,313
1824	—	—	551,160	—	—
1827	155,273	—	785,971	—	—
1828	—	—	825,386	79.7	1,035,714

〔資料〕 García Sanz, "La agonía...", p. 304.

交雑などによる大量化に成功したのであり、従つて、カスティーリヤ産羊毛の外国市場での評判は、急速に悪化して行つた。⁽²⁾ 因に、カスティーリヤ産羊毛のイギリス市場での価格は、一八一〇年代末から激しく落ち込んでいた（前掲〔図1〕を参照）。

他方、この頃になると、ドイツ、ザクセン地方の羊毛輸出が増大し、今や、かつてのカスティーリヤに代わる地位を国際羊毛市場で占めるに至った。同地方にメリーノ種羊が初めて移入されたのは一七六五年であったが、その後半世紀を経て、上質羊毛を産出する牧畜業が、国際的な地歩を築くに至つたのである。⁽³⁾ イギリスが各国から輸入した羊毛量の推移を見ると、一八一五年には、スペインからの輸入は全体の五・〇%であるのに対して、ドイツ（その大半はザクセン）からの輸入は、一一・一%であった。その後、ドイツからの輸入が急増し、一八二八年には、七九・七%となつてゐる。又、ドイツからの輸入量は、一八〇〇年には僅か一万五千アローバであったのが、一八一八年には八二万五千アローバに達している。他方、スペインからの輸入量は、一八〇〇年には一七万八千アローバ⁽⁴⁾ であったのが、一八一七年には半減して一五万五千アローバにすぎない（〔表8〕を参照）。既に述べたが、この一八一七年、スペインから諸外国への羊毛輸出量は、全体で一〇万八千アローバであった。

以上、アンシャン・ルバームの特権的諸階層の経済的諸利害に支えられた長距離移動牧畜業は、一八〇八年から一八一〇年代にかけての国内的動搖⁽⁵⁾ ザクセン牧羊業の国際的台頭とともに、完全に凋落する。⁽⁶⁾ ルート、一八一〇年代、特権的団体メスターは、一〇〇年ほど前にわたる長い歴史の幕を開じたのである。⁽⁷⁾

第四章 第二編 [註]

(→) Aymès, Jean-René, "La guérilla dans la lutte espagnole pour l'Indépendance (1808–1814) : amorce d'une théorie et avatars d'une pratique," *Bulletin Hispanique*, t. LXXVIII, nûms. 3–4, 1976, pp. 325–350; Idem, "La guerra de la Independencia (1808–1814) y las postimerías del antiguo régimen: sucesión forzosa o sucesión abierta?", en Tuñón de Lara,

M. y otros, *Crisis del antiguo régimen e industrialización en la España del siglo XIX*, Madrid, 1977, pp. 45–81; Fontana, J., *La crisi del Antiguo régimen, 1808–1833*, Barcelona, 1979, pp. 13–21, 59–105; *La Invasión napoleónica*, Colloqui organizat per Alliance Française, Delegació de Sabadell i Escola Universitària d'Estudis Empresarials de la Universitat Autònoma de Barcelona (Sabadell, 1980), Bellaterra, 1981 を参照。なお、戦争の経済に墜つては、英語「ペーペー戦争」（井浦【トマス・ハーベイ】）と日本語「一六八四年征討」（井浦）で翻訳した。

(2) Tuñón de Lara, M., *La España del siglo XIX*, 2 tomos, 6.ª edición, Barcelona, 1975, t. 1, p. 17.

(3) Fontana, La quiebra..., pp. 197–202; Ardit, M., "La rebelia camperola en la crisi de l'antic règim (1801–1823)", en

(4) Llopis Agelán, *op. cit.*, pp. 62–66.

(5) Enciso Recio, L. M., *Los establecimientos industriales españoles en el siglo XVIII. La Manterería de La Coruña*, Madrid, 1963, p. 32 の如く。

(6) García Sanz, "La agonía...", p. 312.

(7) Llopis Agelán, *op. cit.*, pp. 67–68.

(8) Aymès, J. R., *La guerra de la Independencia en España (1808–1814)*, Madrid, 1974, p. 4.

(9) Llopis Agelán, *op. cit.*, p. 66; García Sanz, *op. cit.*, p. 301.

(10) Gaminde, *op. cit.*, p. 333.

(11) Llopis Agelán, *op. cit.*, p. 65.

(12) Gaminde, *op. cit.*, pp. 332–339; García Sanz, *op. cit.*, pp. 298–300, 303.

(13) メーレ種羊を一口で諸國が輸入した努力の過程⁽⁸⁾ は、ハスティの詳細な研究がある。Lasteyrie,

C.-P., *Histoire de l'introduction des moutons à laine fine d'Espagne, dans les divers états de l'Europe, et au Cap de Bonne-Espagne*, Paris, 1802. いの書物によれば、最初にメーレ羊を輸入したのはハーベイ（一七一一年）次いで、ナクヤハ（一七一九年）、セセニオ（一七二八年）、ホーブル（一七三四年）、マーティン（一七四六年）、アントワネット（一七七四年）、トマス（一七七六年）、アントワネット（一七七八年）。

等と統じてゐる。クラインやンセンス・ルーベスは、これらの事実に注目ついで、一八世紀の間にスペインの国際羊毛市場における独占が喪失したと指摘したのであるが (Klein, *op. cit.*, pp. 47-48; Vicent Vives, *op. cit.*, p. 471)、このよくな理解は、ヨーロッパ諸国、特にザクセンの牧羊業が本格的に輸出産業に成長するまことに數十年間じごく時間が必要としたといふよりとを見過している。それ故に、一八世紀後半のメスタ凋落という主張がなされたものであるが (第十一章を参照)、以下に見る如く、「メスターにとっての最後の屈辱」(クライン)は、一八二〇年代に生じたと捉えられねばならぬ。

(14) 念のために記すと、移動牧畜業の凋落が、特權的諸階層の経済的没落に結びつくものではなかつた。一八世紀末から一九世紀前半にかけて政府が行なつた教会地・共有地売却 (國家の負債償却の立場からの国有化と分割売却) で土地を獲得したのは、これらの大富豪な階層であり、大移牧群所有者から大土地所有者へと自らを転化するに成功している。ブイトラゴ村の例を見ると、牧羊頭数は、一七五二年の六万四千頭が、一八四八年には僅か一〇一四頭となつてゐる。だが、かつては同村の広大な共同牧草地利用によつて牧羊經營を行なつてゐた村の「よそ者」達は、共有地売却によつて土地を購入し、不在地主へと立場を変えてゐる。一七五一年、同村の土地の一七%が村民のもので、共有地は五八%であつた。一八六年には、それも、一五%、三三%であった。この間に「よそ者」の土地は、一一%から六一%へと拡大してゐる。El Grupo '73, *op. cit.*, pp. 213-221 を参照。

(15) Klein, *op. cit.*, p. 348 を参照。この年に、移動牧畜業者は、メスターに代わる「王国牧畜業者総連合 (Asociación General de Ganaderos de Reino)」に組織され、その後の移動牧畜業は、ガルシーア・サンスが述べる所によれば、資本主義的諸関係のゆゑの、この經濟活動として展開われた。García Sanz, *op. cit.*, p. 315 を参照。一九世紀中葉以後の牧畜業の推移に關しては、Grupo de Estudios de Historia Rural, "Contribución al análisis histórico de la ganadería española, 1865-1929," *Agricultura y Sociedad*, núm. 8, julio-sept. 1978, pp. 129-173, y núm. 10, enero-marzo 1979, pp. 105-159 をあわせて参考。

おわりに

本稿は、最近の研究成果に依拠して、一八世紀スペインの移動牧畜業の推移を明らかにすることを目的とした。そして、クライン以来の通説的理解がもはや支持し難いものであることを確認した。再度概観するならば、メスターは、

一七六〇—一七八〇年代にその「絶頂期」を迎えたのであり、一七八〇年代以後、經營を次第に悪化させながらも、外国、特にイギリスからの羊毛需要の拡大のおかげで、その凋落を避けることが出来た。そして、衰退の決定的契機は、スペイン独立戦争と、続くザクセン羊毛の国際市場への進出であった。又、一八世紀前半は、農業と移動牧畜業が共に発展した時期であり、同世紀後半は、両者の利害対立が増々深刻化しながらも、特權的諸階層の利害に支えられた移動牧畜業の方が繁栄を享受したのであり、そのため、農業は停滞を余儀なくされたのであった。

従つて、カルロス三世治世下の啓蒙的改革派官僚は、まさにこのような現実を土台としてメスター諸特権を激しく批判したのであり、クライン以来の通説的理解を皮肉つたガルシア・サンスの次の言葉は、正鵰を得ている。即ち、「カンポマーネスとホベリヤーノスは、幽靈を突き刺す」とに固執したのであるが、⁽¹⁾ だが、問題は残つていね。彼等は、如何なる論拠で改革思想に基づいて、「メスター」を突き刺すとし、そして、実際に、どれ程の傷を負わせねりとに成功したのであらうか。これについては、別の機会に譲じる予定である。

おわりに 〔註〕

(1) García Sanz, "Nota introductoria..." p. vii.